

小林市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（消防監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年11月18日

小林市監査委員 南崎 淳一郎
小林市監査委員 坂下 春則

定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査（消防監査）

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 坂下 春則

3. 監査の対象

小林地区 2分団（第1、2分団） 計 6部

野尻地区 3分団（第8、9、10分団） 計 6部

4. 監査の範囲

小林市消防団各部の詰所及び車両の維持管理状況

なお、例年、監査の範囲としている機械器具の維持管理状況、出勤等の記録及び整理状況については、新型コロナウイルス感染症予防対策として3密回避及び時間短縮を図るため、令和2年度に引き続き今年度も実施していない。

5. 監査の実施期間

令和3年10月3日

6. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 詰所の維持管理は、適切に行われているか。
- (2) 車両の維持管理は、適切に行われているか。

7. 監査の方法

各消防団詰所において、消防団団長をはじめ団幹部、部長、部の幹部、危機管理課長及び担当職員の立会いの下で、詰所及び車両の維持管理状況について監査を実施した。

8. 監査の結果

監査の結果については、全体的におおむね良好と認めた。

消防団員は、それぞれ本業をほかに持ちながら、市民の生命と財産を守るため、火災、風水害等の災害、有事の際には消防活動に尽力され、日頃から地域防災上重要な役割を果たされている。

団長をはじめ各団員の活動及び活躍に心から敬意を表する。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 詰所の維持管理について

特に指摘する事項は認められなかった。

今後とも緊急時に万全な体制で対応できるよう日頃の施設管理に努められたい。

(2) 車両の整備及び管理状況について

車両については、おおむね良好と認めたが、タイヤが一部破損し、車体に塗装の剥げや錆のあるものが一台見られた。

車両整備は、消防活動の根幹をなすため、万全な体制で対応できるよう日頃の点検及び整備に努められたい。